

## ドバイにおける詐欺事件について（注意喚起）

2016年10月13日  
在ドバイ日本国総領事館

最近、当館において相談を受けた詐欺事件について紹介します。日本在住の方も含めて被害にあっており、突然見知らぬ相手から E メール等で手数料や口座の名義貸しや取引を持ちかけられた場合には、絶対に個人情報をお教えせず、また、相手から送付された文書については偽造の可能性が高いので容易に信用せず、反応・返答しないよう注意が必要です。

当館に寄せられた代表的な事例は次の通りです。

### 1 「ナイジェリア詐欺」

（ナイジェリア刑法 419 条に関する犯罪であるため 419 詐欺とも言われております。）

政府関係者、銀行関係者、弁護士等を名乗る人物から「UAE国内で凍結された多額の資金を解除するために協力してほしい。資金の一部を謝礼にする」旨、メール等を通じて誘います。

凍結解除のための手続きとして書類の作成費用や口座の名義貸し、送金手数料をだまし取ります。

### 2 遺産相続詐欺

UAE国内で日本人が亡くなったとして、その遺産を相続する資格があるとして政府関係者や弁護士等を名乗る人物からソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や公開しているアドレスなどを通じて誘います。

銀行或いは保険会社から遺産を送金する手続き、又は小切手を換金する手続きとして手数料や送金手数料をだまし取ります。

### 3 勧誘型詐欺

自社の製品に関するアンケートを依頼され、それに応じた場合、後日、言葉巧みに自社への出資話を持ちかけられます。また、政府等から自社の製品が調達されることが決定しているため必ず儲かるとして自社への出資を呼びかけるケースもあります。